

第2号様式

(仮称) 次世代交流センター建設事業に係る参加申込等に関する質問回答書

番号	質疑内容	回答
1	第3号様式の代表者記入欄につきまして、代表企業名のほかに、共同企業体名称の記入は必要でしょうか。	必要です。
2	第4号様式(設計業務)及び(施工業務)の②b欄につきまして、記入は必要でしょうか。	実績がある場合はご記載ください。なお、設計業務の②bは工事監理業務実績をご記載ください。
3	公募型プロポーザル実施要領12ページ7-(2)オに記載の「社会保険に関する領収書の写し」につきまして、第4号様式参加資格確認書には記載がございませんが、提出は必要でしょうか。	必要です。
4	公募型プロポーザル実施要領12ページ7-(3)オに記載の、配置予定技術者の資格証の写し及び雇用の実施を称する書類の写しにつきまして、第4号様式参加資格確認書には記載がございませんが、提出は必要でしょうか。	実施要領12ページ7(2)オにおける「配置予定技術者」は、『「統括責任者」「設計業務管理技術者」「工事監理業務管理技術者」「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」』と読み替えてください。
5	参加申込時の提出書類につきまして、JV編成を証明する書類(JV協定書等)の提出は必要でしょうか。	必要です。参加申込書の受付期間中にご提出ください。なお、間に合わない場合は協定書案を提出のうえ、正式なものは6月9日までにご提出ください。
6	上記の書類につきましては、ホームページに添付されております共同企業体様式をご使用すれば宜しいでしょうか。	共同企業体取扱要領を参考に任意様式とします。
7	技術提案書の提出時点において、配置予定技術者は他の手持ち工事に従事しております。本体工事着手時より従事予定としておりますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
8	実施要領P9 工事施工主任担当者(電気設備)と工事施工主任担当者(機械設備)は兼任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	兼任可能です。
9	実施要領P8 〈施工業務〉の工事施工主任担当技術者の中に(コスト管理担当者)の記載がありますが、コスト管理担当者については、他の担当と兼任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	兼任可能です。
10	実施要領P8 〈施工業務〉の工事施工主任担当技術者の中に(コスト管理担当者)の記載がありますが、コスト管理担当者については、専任での配置ではなく他の工事等と兼任が可能と考えてよろしいでしょうか。	兼任可能です。

番号	質疑内容	回答
11	実施要領P7, P8 〈施工業務〉を共同企業体で参加する場合に主任技術者と工事施工主任担当技術者は、兼任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	兼任可能です。
12	実施要領P9 工事施工主任担当技術者（建築）と工事施工主任担当技術者（構造）は兼任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	兼任可能です。
13	実施要領P7 『⑦代表企業は、主任技術者として次の(a)及び(b)の要件を満たす者を施工業務開始から完了まで施工現場に専任で配置出来ること。』との記載がありますが、主任技術者を工事施工主任担当者と読み替えて考えてよろしいでしょうか。	読み替えは不可とします。
14	実施要領P4 設計事務所の最低出資比率と構成員数の制限は設けないと記載がございますが、設計JVでの参加は可能でしょうか。 また、設計業務において設計事務所と施工会社がJVを組成することは可能でしょうか。	いずれも可能です。
15	実施要領P8 実施体制について記載がございますが、統括責任者、現場代理人、監理技術者の兼任は可能でしょうか。	可能です。
16	実施要領P7 施工業務を行う代表企業は、参加申込書の提出日において、当該年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,300点以上であること。と記載がございますが、証明を行う資料として、愛知県HP記載の令和8・9年度入札参加資格者名簿より該当箇所を抜粋したものでよろしいでしょうか。	公告日の時点で1年7か月を経過しない審査基準日における経営事項審査の総合評定値通知書を提出してください。
17	実施要領P4 特定建設工事共同企業体で参加する場合、日進市共同企業体取扱要領（令和4年4月1日）を準用すると記載がございますが、特定建設共同企業体協定書については、指定書式はございますでしょうか。また、自由書式での作成は可能でしょうか。	指定書式は無いため、任意様式にてご提出ください。
18	使用印鑑届（第3号様式） 代表者の社印と代表者印の欄について、社印の省略は可能でしょうか。	省略は不可。ただし、参加申込期日に間に合わない場合は、6月9日までにご提出ください。

番号	質疑内容	回答
19	<p>実施要領P7 イ施工業務に係る要件⑥(⑤の誤り?)施工業務を行う代表企業の実績についての記載がございます。</p> <p>第4号様式 参加資格確認書(施工業務)②にabとございますが、ともに庁舎の実績、または、庁舎と公共施設(庁舎以外)の実績を記載する認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
20	<p>実施要領P4 3参加資格等(1)参加者の構成等④設計事務所の最低出資比率と構成員数の制限は設けないと記載がございます。</p> <p>設計事務所が構成員となる場合の出資比率は0%でもよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>実施要領P4 3参加資格等(1)参加者の構成等④についてですが、出資者の最低限比率は、事業費の総額から設計事務所持分(設計費・監理費)を除く、工事に対してのJV構成員の持分金額の比率と考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
22	<p>統括責任者について、設計時と施工時で変更することは可能でしょうか。</p> <p>主となる業務を行っている企業から統括責任者を選任することで、事業を円滑に進めることが出来ます。</p>	実施要領14ページ7 (5) オ①(b)に記載のとおり。
23	<p>実施要領P12 参加申込にあたり、業務実績を証する書類として「業務実績に関する契約書の写し」と記載がございますが、CORINSの写しでの証明は可能でしょうか。</p>	コリンズの写しのみの提出は不可とします。
24	<p>実施要領P4 事業費の総額について年度別内訳として設計相当分と工事及び工事監理相当分と記載がございますが、入札額(設計相当分、工事及び工事監理相当分)については、設計相当分と工事及び工事監理相当分の個別に上限があるのではなく、事業費の総額内の応札であれば、入札が成立する認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。なお、令和8年度の支払額は、実施要領4ページ2 (8) の記載の額を上限とします。
25	<p>要求水準書P24 「(10)費用に関する特記事項 ウ賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約約款による。なお、基準日は原則契約締結日とするが、状況に応じて協議の上、決定するものとする。」と記載がございますが、起算日が契約締結日の誤りでしょうか。</p>	要求水準書24ページ4 (10) ウに記載のとおりです。

番号	質疑内容	回答
26	<p>要求水準書P24 「(10)費用に関する特記事項 ウ賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約約款による。なお、基準日は原則契約締結日とするが、状況に応じて協議の上、決定するものとする。」と記載がございしますが、一般社団法人 日本建設業連合会より物価変動への対応に関する要望として、【「市場価格に対する感応度が高い物価指数」としては(一財)建設物価調査会の「建設物価建築費指数」が適切と考えられることから、これを用いることを基本すること。】との記載がございします。</p> <p>今般の中東情勢の変化に伴い、原油価格の高騰がエネルギーコストや原材料価格の上昇を引き起こす恐れがございします。今後も情勢が不透明であるため、市場価格に対する感応度が高い物価指数である「建設物価建築費指数」を適用することは可能でしょうか。</p>	<p>日進市公共工事請負契約約款（設計・施工一括）第26条及び要求水準書24ページ4（10）ウのとおりです。</p>
27	<p>要求水準書P24 「(10)費用に関する特記事項 ウ賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約約款による。なお、基準日は原則契約締結日とするが、状況に応じて協議の上、決定するものとする。」と記載がございしますが、本案件は設計・施工一括発注方式であるため、入札公告日から契約締結日まで期間を要します。今般の中東情勢の変化に伴い、今後も情勢が不透明であるため、物価スライドの起算日を入札公告日としていただけないでしょうか。</p>	<p>日進市公共工事請負契約約款（設計・施工一括）第26条及び要求水準書24ページ4（10）ウのとおりです。</p>
28	<p>第4号様式の参加資格確認書（設計業務）の②aと②bは設計業務の実績を2件記入するということよろしいでしょうか。もしくは、設計業務と工事監理業務を1件ずつ記入するということでしょうか。</p>	<p>設計業務と工事監理業務を1件ずつご記載ください。</p>
29	<p>第4号様式の参加資格確認書（設計業務）の②aと②bは設計業務の実績として庁舎と公共施設（庁舎以外）を1件ずつ記入するということでしょうか。</p>	<p>設計業務と工事監理業務を1件ずつご記載ください。庁舎の実績があれば庁舎の実績を記載、無ければ公共施設の実績をご記載ください。</p>
30	<p>実施要領6ページ（3）業務別の参加資格ア③の公共施設とは国、地方公共団体又はこれらに類する団体が整備する建築物と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

番号	質疑内容	回答
31	<p>実施要領12ページ オ 参加申込書の提出にあたっての留意事項について、「配置予定技術者の資格を証する書類の写し」および「配置予定技術者の雇用の事実を証する書類の写し」の提出を求められています。</p> <p>この配置予定技術者とは設計業務監理技術者及び工事監理業務監理技術者の2名と考え、その2名分の証明書類の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領12ページ7(2)オにおける「配置予定技術者」は、『「統括責任者」「設計業務管理技術者」「工事監理業務管理技術者」「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」』と読み替えてください。</p>
32	<p>実施要領12ページ 「オ 参加申込書の提出にあたっての留意事項」①について、契約書の写しの提示が求められていますが、第3号様式、第4号様式に記載した内容が確認できる事項が記載されている当該ページのみでの提示でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
33	<p>実施要領14～15ページ (5)②～④に記載のある「庁舎実績」には警察署、消防署も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>警察署、消防署も含めます。</p>
34	<p>実施要領P4 特定建設工事共同企業体で参加する場合、日進市共同企業体取扱要領（令和4年4月1日）を準用すると記載がございますが、当書式には建設工事のみを想定し設計及び工事監理業務を含む業務に対応していないと思われま す。 設計事務所が共同企業体に参画し、(工事途中における構成員の脱退に対する措置)第16条2、(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)第17条に該当する事態が生じ設計事務所が施工を共同連帯する場合、設計事務所も施工の履行の責任を負うことになり建設業法違反になる可能性があります。 構成員の脱退等に関する措置として 「共同企業体の構成員いずれかが本業務の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本業務を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工が困難と認められるときは、設計・工事請負契約を解除するものとする。」などの表記を追記いただけないでしょうか。 もしくは、設計施工は共同連帯ではなく「共同して営む」とし、業務分担で「丙は設計業務と監理業務を行う、甲及び乙は請負工事を行う」（甲及び乙：施工会社、乙：設計事務所）としていただけないでしょうか。</p>	<p>協定書は任意様式とします。なお、「共同企業体の構成員いずれかが本業務の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本業務を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工が困難と認められるときは、発注者と協議するものとする。」としてください。</p>

番号	質疑内容	回答
35	第9-1号様式～第9-4号様式において、設計業務主任技術者は同一の工事監理業務主任技術者と兼任できると考えてよろしいでしょうか。 (例) 設計業務主任技術者(構造担当)と工事監理業務主任技術者(構造担当)の兼任	兼任可能です。
36	実施要領P7 (3)業務別の参加資格 イ施工業務に係る要件⑥(⑤の誤り?)の公共施設とは国、地方公共団体又はこれらに類する団体が整備する建築物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	7 手続等 社会保険に関する資料として「領収書の写し」の提出が求められておりますが、厚生年金関係については領収書がございます一方、健康保険および介護保険等については請求書払いのため、領収書がございません。そのため、金額の記載がない未納の納入証明書を代替資料として提出することは可能でしょうか。	未納が無いとの納入証明書は可とします。
38	7 手続等 「配置予定技術者の資格を証する書類の写し」については、実施体制に記載する統括責任者のみの提出で差し支えないでしょうか。	実施要領12ページ7(2)オにおける「配置予定技術者」は、『「統括責任者」「設計業務管理技術者」「工事監理業務管理技術者」「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」』と読み替えてください。
39	プレゼンテーション当日の投影方法、画面比率及び使用機材(メーカー等)についてご教示ください。	参加資格決定通知の際にご連絡します。
40	現地調査に関する記載がございませんが、実施の有無及び実施する場合の事前申込みの要否についてご教示ください。	現地調査については受け付けておりません。建物周囲を確認する場合は、来庁者に支障が無いようご確認ください。
41	3 参加資格等 参加者構成パターンに設計業務・工事監理業務・施工業務と区分が記載されておりますが、責任区分もこれに準ずる考え方でよろしいでしょうか。	責任区分については、受託者側で協議してください。
42	2 事業概要 対象外業務の中にごございます地質調査・敷地測量業務は別途発注される認識でよろしいでしょうか。その場合の資料提供時期をご教示ください。	実施要領3ページのとおり対象外業務とします。資料は、プロポーザル期間中には提示できません。
43	公共施設の定義として、官公庁発注以外(学校法人等)も含まれますでしょうか。ご教示下さい。	官公庁発注以外(学校法人等)は、含まないものとします。
44	4 実施体制 設計業務管理技術者は設計業務主任技術者(建築・構造・電気設備・機械設備)との兼務は可能でしょうか。ご教示下さい。またコスト管理が()となっておりますが、何を意味するものでしょうか。ご教示下さい。	兼任可能です。なお、コスト管理については資格保有を求めているため、カッコにて表記しています。

番号	質疑内容	回答
45	第4号様式 参加資格確認書（設計業務）に記載する。②a 庁舎実績の庁舎とは「令和6年度国土交通省告示第8号別添二の建築物分類のうち第四号第2類」に分類される施設との理解で宜しいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
46	第4号様式 参加資格確認書（設計業務）に記載する。③ 申請時点で配置技術者が具体的に決まっていない場合は、③にチェックを入れるだけで、資格者証や雇用の証明などの書類は必要無いという理解で宜しいでしょうか。ご教示下さい。	『「統括責任者」「設計業務管理技術者」「工事監理業務管理技術者」「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」』の資格を証する書類の写し及び雇用の事実を証する書類の写しをご提出ください。
47	次世代交流センターの給水方式を検討する上で、本庁舎の直近、3年程度の各月毎の給水使用量をお教えください。	別添のとおり。
48	要求水準書2. (2) に耐震安全性の分類Ⅱ類、重要度係数1.25とありますがこの確認方法は保有水平耐力が層間変形角1/100において必要保有水平耐力を1.25倍以上あることの確認でよいでしょうか。加えてその他の規定があればご教示ください	お見込みのとおりです。官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説の最新版を確認すること。
49	・次世代交流センターの受変電設備容量を検討する上で、本庁舎の最近の電気使用量をお教えください。	別添のとおり。
50	・非常事態の確認は、本庁舎（3階）で確認が可能であることとありますが、土日祝などの本庁舎（3階）の不在時はどのような対応を想定されていますか。	不在時については、現状は1階宿直室にて確認できるようにしています。
51	・災害時やBCP対応のための電源は、EV車等からの給電のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	・本庁舎の放送アンプのメーカーや品番、全体容量と現状の空き容量を教えてください。	パナソニックシステムネットワークス株式会社、品番WL-8500、全体容量と空き容量は現時点では不明です。
53	実施要領P8：実施体制で、設計業務主任技術者と工事監理業務主任技術者は兼務することが出来るでしょうか	兼任可能です。
54	配置予定技術者の雇用の事実を証する書類の写しですが、その会社の社長の場合、会社のホームページのコピーでも良いでしょうか。健康保険被保険者証は、マイナンバーカードに変更の為、無いです。	会社のホームページのコピーは不可とします。マイナポータル等で該当する画面を表示したものを印刷し、提出してください。
55	業務実績に関する契約書の写しですが、コリンズの資料で良いでしょうか。	コリンズの写しのみの提出は不可とします。

番号	質疑内容	回答
56	第3号様式について、共同企業体若しくは共同連合体で参加を予定している場合、代表企業のみが提出すればよろしいでしょうか。その場合、記入する住所・称号又は名称・代表者は代表企業のものとするればよいのか、任意で定めた共同企業体、若しくは企業連合体のものとするればよいのかご教授願います。	共同企業体の場合は、共同企業体の名称、代表企業の住所、商号又は名称、代表者を記載し、共同連合体の場合は、共同連合体の名称（〇〇株式会社・〇〇株式会社企業連合体等）、代表企業の住所、商号又は名称、代表者をご記載ください。
57	実施要領6頁3(3)③について、PPP事業にてSPCから受注した公共施設の設計業務も実績として認められますでしょうか。	PPP事業にてSPCから受注した公共施設の設計業務も実績として認めます。
58	実施要領8頁4実施体制について、各設計業務主任技術者と各工事監理業務主任技術者は兼務可能でしょうか。	兼任可能です。
59	実施要領8頁4について、建築以外の設計及び工事監理主任技術者に対しては保有資格要件を求めないとの認識でよろしいでしょうか。	要件として求めませんが、保有資格があれば第9号様式にご記載ください。
60	実施要領8頁4実施体制について、各設計業務主任技術者及び各工事監理業務技術者が所有する資格による配点差はありますでしょうか。配点差がある場合、配置技術者選定に影響する為、各資格の配点、若しくは優劣を開示頂けないでしょうか。	第9号様式に記載されている資格（同等以上）を保有している場合は最も高い加点、その他の資格を保有している場合は次に高い加点となります。
61	実施要領8頁4について、コスト管理主任技術者が括弧書きとなっている意図をご教授下さい。	コスト管理については資格保有を求めているため、カッコにて表記しています。
62	実施要領9頁4カについて、「カ 工事監理業務主任技術者」とありますが、8頁4イに倣い「カ 工事監理業務管理技術者及び各工事監理業務主任技術者」と置き換えてよろしいでしょうか。	実施要領9ページ4カの「工事監理業務主任技術者」は「工事監理業務管理技術者」に読み替えるものとします。
63	実施要領9頁4カについて、「工事監理業務主任技術者及び～」とありますが、工事監理業務管理技術者の誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。実施要領9ページ4カについては「工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。」とします。
64	実施要領8項4カについて、「※ 工事監理業務主任技術者においては～」とありますが、工事監理業務管理技術者の誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。実施要領9ページ4カについては「工事監理業務管理技術者においては、本事業と同等業務の実績を有する技術者を配置するよう努めること。」とします。
65	実施要領12項7(2)オ①配置予定技術者の資格を証する書類の写しについて、実施要領8～9頁、ア～カで資格条件を求められている者のみ提出すればよろしいでしょうか。	『「統括責任者」「設計業務管理技術者」「工事監理業務管理技術者」「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」』の資格を証する書類の写し及び雇用の事実を証する書類の写しをご提出ください。

番号	質疑内容	回答
66	<p>提供資料の範囲 電子データによる提供資料を確認したところ、既存施設竣工図等及びアスベスト調査関係資料以外に、次世代交流センターに係る基本設計図面、配置検討図、平面計画図、面積表、概算工事費資料、動線検討資料、構造・設備に関する検討資料等は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
67	<p>基本計画策定時資料の開示 庁舎建替基本計画策定業務において作成された検討資料のうち、本プロポーザル参加者に提供されていない資料はありますか。ある場合、その資料の種類及び参加者全員への追加開示予定の有無をご教示ください。</p>	ございません。
68	<p>基本計画策定者の参加可否 日進市庁舎建替基本計画又は本事業に関連する過年度検討業務を受託した事業者、又はその協力事業者は、本プロポーザルにおいて、参加者、構成企業、協力企業、下請予定者又は提案作成支援者として参加可能でしょうか。</p>	可能です。
69	<p>公平性確保措置 上記の事業者が参加可能である場合、当該事業者が過年度業務で得た未公表情報により、他の参加者との間に情報格差が生じないよう、貴市としてどのような公平性確保措置を講じているかをご教示ください。</p>	過去の策定業務は、基本的な方針や考え等について策定したものであり、当該事業とは性質が異なるものであるため、公平性は確保されていると考えます。
70	<p>図面作成と概算見積の関係 本事業では基本設計・実施設計・積算業務が受注者の業務範囲とされていますが、7月15日時点の提案見積書は、詳細数量積算ではなく、概略図面、面積、構造、仕様グレード、外構・解体・設備の概算条件に基づく提案価格との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
71	<p>参考図面の変更可否 参考図面に記載した配置、平面、室面積、仕上げ、外構計画等については、契約後の基本設計業務における市との協議、関係機関協議、法令確認、構造・設備検討、コスト調整等により変更可能であり、要求水準を満たす範囲で具体的仕様を確定するものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
72	<p>参考図面の審査上の扱い 参考図面は審査対象外とされていますが、提案見積書の妥当性、要求水準との整合性、技術提案の実現性確認には使用されるとの理解でよろしいでしょうか。使用される場合、どの範囲で審査又は確認に用いられるのかをご教示ください。</p>	実施要領16ページ7（5）オ⑧(b)のとおり。

番号	質疑内容	回答
73	<p>提案見積書の拘束力 提案見積書は、技術提案時点の概略条件に基づく上限額内の提案価格であり、契約後に市の指示、要求水準の変更、提供資料と現況の相違、地中障害、既存インフラ、アスベスト等の未確定条件が判明した場合には、契約約款及びリスク分担表に基づき協議又は契約変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、実施要領22ページ別表によるものとします。</p>
74	<p>既存図と現況の相違 提供された既存施設竣工図等と現況に相違がある場合、技術提案書及び提案見積書作成時点では提供資料に基づき積算し、契約後の調査により相違が判明した場合は、協議又は契約変更の対象となるのでしょうか。</p>	<p>原則、実施要領22ページ別表によるものとします。</p>
75	<p>アスベスト調査範囲外 対象外業務として解体施設のアスベスト事前調査が示されていますが、提供されたアスベスト調査報告書の範囲外で、契約後に追加のアスベスト含有建材が確認された場合、その処理費用及び工期への影響は、協議又は契約変更の対象となるのでしょうか。</p>	<p>原則、実施要領22ページ別表によるものとします。</p>
76	<p>地質調査・敷地測量 対象外業務として地質調査及び敷地測量業務が示されています。提案見積書作成時点では、地質・測量条件について既存資料及び現地確認可能な範囲に基づき見込むものとし、契約後に支持地盤、地中障害、敷地境界、既存埋設物等の相違が判明した場合は、協議又は契約変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、実施要領22ページ別表によるものとします。</p>
77	<p>既存インフラ 電気、上下水道、ガス、通信等の既存インフラについて、提供資料から確認できない事項があります。提案見積書作成時は、提供資料及び現地確認可能な範囲に基づき見込むものとし、契約後の管理者協議により追加工事又は切回し工事が必要となった場合は、協議又は契約変更の対象となるのでしょうか。</p>	<p>原則、実施要領22ページ別表によるものとします。</p>
78	<p>工期条件と未確定事項 令和11年3月9日までの工事完成・引渡し、及び令和10年度中の次世代交流センター部分完成条件について、契約後の関係機関協議、確認申請、構造適合性判定、ZEB READY相当認証取得、既存インフラ協議等により工程上の影響が生じた場合は、協議対象となるのでしょうか。</p>	<p>原則実施要領3ページ2(7)の履行期間を遵守するものとし、協議対象としませんが、やむをえない事情と判断した場合はこの限りでない。</p>
79	<p>質問回答の効力 本質問書に対する回答は、実施要領、要求水準書、契約条件及び提案見積条件の解釈として、参加者全員に共通して適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>